資源・燃料分科会	一　石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するものの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関する重要事項を調査審議すること。 二　石油の割当て又は配給その他石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）の運用に関する重要事項を調査審議すること。 三　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十三条の二第四項及び第百十二条第一項、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項及び第三項並びに揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十八条第三項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること。
電力・ガス事業分科会	一　電気事業、ガス事業及び熱供給事業に関する重要事項を調査審議すること。 二　エネルギーに関する原子力政策に関する重要事項を調査審議すること。

附　則

この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項、第二十条第一項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の見出し中「建設流通政策審議官」の下に「、物流審議官」を加え、同条第一項中「建設流通政策審議官一人」の下に「、物流審議官一人」を加え、「二十人」を「十九人」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　物流審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十八人」を「十七人」に改める。

第三十六条第一項中「十三課」を「十四課」に、「物流政策課」を「物流政策課　国際物流課」に改める。

第四十三条第一号中「政策統括官」を「国際物流課」に改め、同条第七号及び第十号中「こと」の下に「（国際物流課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十四条を次のように改める。

（国際物流課の所掌事務）

第四十四条　国際物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際的な貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

二　国際的な貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三　国際的な貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第四十七条第一号中「国際統括官」の下に「並びに国際物流課」を加える。

第百四十条中「十課」を「九課」に、「安全・環境政策課　海事人材政策課」を「安全政策課　海洋・環境政策課　船員政策課」に、「運航労務課　船舶産業課　安全基準課」を「船舶産業課」に改める。

第百四十一条第二号中「安全・環境政策課及び海事人材政策課」を「安全政策課及び海洋・環境政策課」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　海事代理士に関すること。

第百四十一条第七号を次のように改める。

七　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

第百四十一条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第百四十二条（見出しを含む。）中「安全・環境政策課」を「安全政策課」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第百四十二条中第三号を第十一号とし、第二号の次に次の八号を加える。

三　水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。

四　タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。

五　船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。

六　船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七　船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。

八　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。

九　船員労務官の行う事務の監察に関すること。

十　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

第百四十六条を削る。

第百四十五条第三号中「海事人材政策課」を「船員政策課」に改め、同条を第百四十六条とする。

第百四十四条第二号中「運航労務課」を「安全政策課」に改め、同条を第百四十五条とする。

第百四十三条の見出し中「海事人材政策課」を「船員政策課」に改め、同条中「海事人材政策課」を「船員政策課」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。

三　船員災害防止協会の行う業務に関すること。